

ID: 49

担当部署: 生涯学習課

| | | | |
|--|--------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 使用料の減免 | | |
| 例規名 根拠条項 | 高根沢町体育施設設置及び管理に関する条例 第9条 | | |
| 例規番号 | 昭和55年条例第3号 | | |
| 【基準】 第9条の規定による。 (使用料の減免及び返還) 第9条 町長は、施設の使用が公用又は法に定める体育振興に類するもの及び公益上必要と認めるものについては、その使用料を減免することができる。 | | | |
| 標準処理期間 | 3日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和7年3月27日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |